

様式第 1 号別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び結城市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に結城市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に結城市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業又は関係人口の要件の場合)
 - (5) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 3 移住支援金の交付申請をするに当たり、茨城県及び結城市が、申請者の世帯全員の住民登録や市税等の納付状況、就業・勤務状況等について各関係機関に調査、照会、資料の閲覧等を行うことを承諾します。